

あなたのワンちゃん、 ご近所から好かれていますか？

(飼い主のルールとマナー)

【困ったお隣さん！その1】

隣の犬は、いつもつながれたまま、ふんと尿が
放置されて困っていると苦情が寄せられました。

- あなたのワンちゃん、散歩させていますか？
 - 飼育場所のふん・尿の始末をきちんとしていますか？
 - 無駄ぼえしていませんか？
 - 人通りの多い所にワンちゃんをつないでいませんか？
- ※知らず知らずのうちに、ご近所に迷惑を掛けていることがありますので、注意しましょう。

散歩のマナーを守りましょう！

愛犬のふん・尿の始末は、飼い主の責任です！公園・道路や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。ふんの放置は条例違反となります。周辺環境美化に配慮した責任ある行動を取りましょう。

牛久の わんこ

池田家(ひたち野東)の
“ごん太くん”
(雑種 / オス / 10歳)

ごん太くんは、
犬猫病院に捨て
られていました。
それを大切に育
てました。小さ
な命でも、大切
な命だからです。
今でも病院が大
好き！生まれつ
き皮膚病だけど、
ずっと…元気でいてね！



※今月号から、「牛久のわんこ」コーナーが始まりました。あなたとワンちゃんのエピソードを聞かせてください！掲載希望の連絡は市環境政策課まで！

問い合わせ 市環境政策課 ☎内線1563

牛久市景観計画・景観まちづくり条例がスタート

市では、平成19年4月1日に景観行政団体となり、市内全域を景観計画区域とする「牛久市景観計画」と「牛久市景観まちづくり条例」を制定し、4月1日から全面施行となります。牛久市景観計画は、良好な景観の形成に関する計画で、この景観計画により市内における一定規模以上の建築物や工作物の新築・増改築などには届け出義務が生じることになり、違反に対しては勧告や変更命令が出されることとなります。

◆景観計画重点地区を指定しています

景観計画区域内でも特に良好な景観づくりを図るための地区を、第1次重点地区として以下の5地区を指定しています。重点地区は、行為の制限基準も細かく規定しています。

・牛久沼周辺地区、遠山地区、結束地区、シャトー周辺地区、牛久駅周辺地区

◆届け出が必要になります

景観計画では良好な景観づくりのため、建築物などのデザインや色彩について基準を定めています。4月から一定の大きさ以上の建築物や工作物を建築したり、開発行為などを行ったりする場合には、行為に着手する30日前までに市へ届け出を行う必要があります。

◆これからの景観づくり

景観計画を基に市民、事業者、行政が一体となって良好な景観づくりを進めていきます。なお、「景観計画」は、市建築指導室ホームページでご覧いただけます。概要版については、「広報うしく3月1日号」と一緒に配布しますのでご覧ください。

問い合わせ 市建築指導室 ☎内線2561

ホームページ http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/section/kenchiku/keikan/keikan_index.htm